

医療法人（社団）設立認可基準

地域保健課

1 名称

県内に主たる事務所を有する既存の医療法人の名称と同一表記でないことが望ましい。

2 設立前の運営実績期間

収支予算書の妥当性が、確認できる程度の運営実績（基準日現在で1年以上）があること。

ただし、介護老人保健施設又は介護医療院を経営するために医療法人を設立する場合には、この限りではない。

3 社員

(1) 社団の医療法人である場合、社員は3人以上であること。

(2) 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正ではないこと。（平成19年3月30日付け医政発第0330049号厚生労働省医務局長通知医療法人制度についての別添、医療法人運営管理指導要綱。以下「要綱」という。）

(3) 未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員になることができる。（要綱）

(4) 社員は自然人であること。

4 役員（理事、監事）

(1) 役員は原則として理事3人以上、監事1人以上であること。（法第46条の5）

(2) 役員資格

ア 欠格事由に該当していないこと（法第46条の5第5項が準用する法第46条の4第2項）

a 法人

b 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

c 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

d b及びcに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 医療法人と関係のある特定の営利法人（メディカル・サービス法人、医療法人が開設する医療施設の土地・建物を所有する法人等）の役員ではないこと。（要綱）

ウ 未成年者ではないこと。

エ 監事は、理事、評議員及び医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。））を兼ねてはならない。また、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人では、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。診療所を開設する医療法人においても同様であること。その他、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、財務諸表を監査しうる者が選任されていること。（法第46条の5第8項、要綱）

オ 役員は自然人であること。（要綱）

(3) 医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に加えること。

ただし、2以上の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を除く。）の管理者を理事に加えないときには、呉市長の認可を受けなければならない。（法第46条の5第6項、要綱）

5 評議員

(1) 寄附行為に定める次に掲げる者から選任すること。（法第46条の4第1項）

ア 医療従事者

イ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者

ウ 医療を受ける者

エ ア～ウに掲げる者のほか、選任された者

(2) 次のいずれかに該当していないこと（法第46条の4第2項）

ア 法人

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ア～ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。（法第46条の4第3項）

(4) 理事の定数を超える数の評議員をもって、評議員会を組織すること。（法第46条の4の2）

6 理事長

(1) 医師又は歯科医師である理事の中から選出すること。（法第46条の6）

(2) 他の医療法人の理事長ではないこと。

7 資産要件

(1) 基準日

設立認可申請書に係る資産要件の基準日については、次のとおりとすること。

1回目：8月認可予定

⇒ 当該年5月末日までの事前審査書類提出分 … 基準日：当該年2月末日

2回目：2月認可予定

⇒ 前年11月末日までの事前審査書類提出分 … 基準日：前年8月末日

（上記基準日によりがたい場合は、呉市保健所地域保健課に問い合わせること。）

(2) 不動産

ア 医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には差し支えない。ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃借する場合には、当該土地及び建物について賃貸借登記をすることが望ましい。（要綱）

イ 理事長等役員又は役員の親族等特別な関係にある者から賃借する場合には、客観的な評価（固定資産税算定に係る評価額、不動産鑑定士による評価額等）に基づき、適正な賃借料が定められていること。また、住居部分については賃借できないこと。

ウ 医療法人が所有する不動産については、一定の要件を満たす遊休資産を除いて、原則的に賃貸することはできない。(社会医療法人が、その収益を開設する医療機関の経営に充てることを目的として、定款又は寄附行為に定めるところにより行う場合を除く。)

(要綱、法第 42 条の 2)

(3) 動産

ア 医療機械器具、什器備品、薬品衛生材料等については、抛却又は寄附をすることが望ましい。ただし、事後買取やリースも認められる。

イ 個人的な財産の抛却は認められない。(個人的な財産：医師会歯科医師会の入会金、役員の自家用車等)

(4) 運転資金の確保

抛却される預貯金、医業未収金及び薬品衛生材料の合計額が、収支予算書における支出予算額の 2 か月分[※]を上回ること。

※支出予算額の 2 か月分…合計支出予算額から翌年度繰越金及び法人税等を除いた額の 1/2 分の 2 に、医療機械器具、什器備品、薬品等の買取額を加えた額

(5) 負債

ア 抛却又は寄附する物件の購入等について発生したものであり、かつ、抛却又寄附する物件の価額を超えないこと。

イ 法人化前の運転資金に係る借入金(従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合)は、引き継ぐことはできない。

8 設立当初の会計年度

1 年以上にならないこと。

9 基金

(1) 持分の定めのない社団医療法人は、資金の調達手段として基金制度を採用することができる。(規則第 30 条の 37)

基金とは、上記の医療法人の設立等にあたり抛却された金銭その他財産であって、医療法人が抛却者に対して、定款の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、抛却時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るためのものである。(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330051 号「医療法人の基金について」)

(2) 基金制度を採用する場合は、定款に定めること。

10 収支予算

前年度実績から判断して、妥当なものであること。

付 則

この要綱は平成 29 年 9 月 1 日から実施する。

改正 令和 2 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

※ 医療法人設立認可申請書類作成上の注意

- 1 用紙はA4判を用い、横書き左綴じとする。
- 2 使用文字は、原則として常用漢字とすること。
- 3 書類は4部作成すること。
呉市保健所地域保健課へ3部提出し、1部は法人の控用である。呉市保健所地域保健課に提出したうちの1部（副本）は広島県へ進達する。残りの副本1部は設立認可書を添付して交付するが、登記する際に必要となる。
- 4 提出する3部のうち正本以外のものについては、証明書類は写しでも差し支えないが、その場合には原本証明が必要である。
- 5 管理者及び診療従事医師の医師免許証写し及び不動産賃貸借契約書写しには、設立代表者が原本と相違ない旨の証明をすること。
- 6 証明書類がA4判より小さい場合は、台紙に貼ること。
- 7 添付書類は、設立認可申請書の目録順に必要な書類を揃えて提出すること。
- 8 第三者に申請書の提出を委任する場合は、委任状を提出すること。
(委任状には理事長の記名押印又は署名をすること。)
- 9 議事録の記名押印又は署名については、次のことを確認すること。
ア 設立議事録、議事録の写しには必ず理事長又は設立代表者が原本証明されていること。
イ 議事録には議事録署名人（理事長を除く2名以上）又は出席者全ての記名押印又は署名がされていること。
- 9 開設する施設が呉市外にもある場合は、広島県の認可となり、手続きも広島県へ申請することになる。
- 10 文中の法とは医療法、規則とは医療法施行規則